**平成２５年（フ）第４０号**
三重県尾鷲市新田町14番２号
債務者　須藤　由之
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
津地方裁判所熊野支部

**平成２５年（フ）第４１号**
三重県尾鷲市新田町14番２号
債務者　須藤絵里奈
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
津地方裁判所熊野支部

**平成２５年（フ）第３３１号**
佐賀県小城市三日月町樋口1106番地１
債務者　南里　幸世
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３４０号**
佐賀県佐賀市川副町大字福富９番地１
債務者　佐藤　浩二
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３４７号**
佐賀県佐賀市大財１丁目６番９号
債務者　松尾　勝巳
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第７３３号**
熊本県宇土市新町１丁目48番地
債務者　牧元　　敏
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７３４号**
熊本県宇土市新町１丁目48番地
債務者　牧元　春美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７５３号**
熊本市東区保田窪４丁目３番41号　エイネメンションＢ403号、前住所静岡県裾野市石脇295番地　サンガーデン杉山103
債務者　佐藤　光穂（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７５８号**
熊本市南区日吉２丁目３番51号　松本荘201号、前住所熊本市北区山室２丁目７番46号
債務者　田添　勝雄
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７５９号**
熊本市北区兎谷２丁目７番８号
債務者　寺崎　章子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７６０号**
熊本県上益城郡益城町大字惣領1181番地７
債務者　東家佑貴子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７６６号**
熊本市中央区帯山９丁目４番34―201号　ぎんながハイツ、前住所熊本県山鹿市久原5124番地
債務者　森　　浩子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第４３６号**
鹿児島県鹿児島郡十島村大字諏訪之瀬島89番地　村営住宅６号棟Ｂ
債務者　森山　美紀
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第１９３号**
神奈川県横須賀市阿部倉19番21号
債務者　制野　良勝
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第１９７号**
神奈川県横須賀市田戸台９番地
債務者　後藤　芳美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第７７号**
新潟県三条市東大崎１丁目18番19―４号
債務者　谷地田弘一
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２５年（フ）第７８号**
新潟県三条市東大崎１丁目18番19―４号
債務者　谷地田紀子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部